

○安中市マスコットキャラクターこうめちゃんデザイン使用取扱要綱

平成29年3月31日

安中市告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、市のマスコットキャラクターであるこうめちゃんのデザイン（形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をいう。）（以下「デザイン」という。）の使用（デザインの変更を含む。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平31告示20・一部改正）

(使用の承認申請)

第2条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ、こうめちゃんデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としないでデザインを使用する場合は、この限りでない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）が教育の目的で市が定めるこうめちゃんのデザインを変更せずに使用するとき。
- (3) 市が共催し、又は後援する行事において市が定めるこうめちゃんのデザインを変更せずに使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で市が定めるこうめちゃんのデザインを変更せずに使用するとき。
- (5) 市内の法人、団体等の組織が行う奉仕活動又は地域の活性化につながる活動において市が定めるこうめちゃんのデザインを変更せずに使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を適当と認めたとき。

（平31告示20・一部改正）

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、デザインの使用を承認するものとする。ただし、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治的、宗教的又は思想的な主張を行う活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、法人、団体等を支援し、又は公認する目的で利用されるおそれがあるとき。
- (4) 市及びこうめちゃんのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 第5条第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項を遵守しないとき。
- (6) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による承認（第7条第2項及び第3項を除き、以下「承認」という。）をするときはこうめちゃんデザイン使用承認通知書（様式第2号）により、承認をしないときはこうめちゃんデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により当該承認に係る申請をした者に通知するものとする。

（使用の承認の期間）

第4条 承認の期間は、当該承認の日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、当該承認を受けた者（以下「使用者」という。）から申出があった場合であって、市長が適当と認めるときは、当該承認の期間を更新することができる。

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、デザインの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたデザインを正しく使用すること。
- (3) こうめちゃんのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (4) デザインの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) デザインに類似するものを使用し、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は著作権法（昭和45年法律第48号）による著作権の登録を行うことで自己の権利を新たに設定し、又は登録する等により自己の権利を主張しないこと。
- (6) 原則として、こうめちゃんが安中市のキャラクターであることを明示すること。

(7) デザインを使用した商品等の完成後、速やかに市長に当該商品等を提出すること。  
ただし、当該商品等のうち、現物の提出が困難なものは、その形状が分かる写真の提出をもって、代えることができる。

(平31告示20・一部改正)

(使用料)

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

(承認の内容の変更)

第7条 使用者が承認を受けた内容を変更してデザインを使用しようとするときは、あらかじめ、こうめちゃんデザイン使用内容変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請に対して承認すること（以下この条において「変更の承認」という。）が適当と認めるときは、こうめちゃんデザイン使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、変更の承認が不適当と認めるときはこうめちゃんデザイン使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、変更の承認を受けた後も、引き続き第5条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がデザインの使用を不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、こうめちゃんデザイン使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認の取消しを受けた者は、前項の規定による通知があった日以後、当該承認の取消しに係る商品等の販売、使用等をしてはならない。この場合において、第1項の規定による承認の取消しを受けた者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責任を負わない。

(市の免責)

第9条 使用者がデザインの使用により第三者に対し、損害又は損失を与えた場合であっても、市は、その損害の賠償、損失の補償その他の法律上の責任を負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日告示第20号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の安中市マスコットキャラクターこうめちゃんデザイン使用取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行うデザインの変更について適用し、同日前に行われたデザインの変更については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第54号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。